

## 第2回 違法なドローン飛行対策に関する検討会 議事概要

### 1 開催日時

令和7年11月14日（金）午後3時00分から午後5時00分まで

### 2 開催場所

警察庁第1会議室

### 3 出席者

#### (1) 有識者委員

鈴木 真二 東京大学未来ビジョン研究センター特任教授  
星 周一郎 東京都立大学法学部教授  
松尾 亜紀子 慶應義塾大学理工学部教授  
山田 洋 一橋大学名誉教授  
渡井 理佳子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

#### (2) 警察庁

筒井 洋樹 警備局長  
石川 泰三 警備局警備運用部長  
鈴木 敏夫 長官官房審議官（警備局担当）  
山本 将之 警備局警備運用部警備第一課長

#### (3) オブザーバー

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（内政担当）付）  
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）  
宮内庁官房参事官  
総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室長  
法務省刑事局付  
外務省大臣官房儀典総括官  
経済産業省製造産業局航空機武器産業課次世代空モビリティ政策室室長補佐  
資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課原子力基盤室長  
国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長  
海上保安庁警備救難部警備課長  
原子力規制庁長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）  
防衛省防衛政策局運用政策課先任部員

#### (4) 関係団体

電気事業連合会原子力部長

### 4 議事概要

#### (1) 警察庁説明

山本警備第一課長から対象原子力事業所におけるドローン飛行への対策等について説明があった。

#### (2) 関係団体ヒアリング

対象原子力事業所におけるドローン飛行への対策について関係団体ヒアリングが行われたところ、電気事業連合会からの主な意見は以下のとおりであった。

これに関して、有識者委員から、小型無人機等飛行禁止法第11条第7項に規定する「通常生ずべき損失」の補償の範囲について質疑があり、警察庁から、これまで同項の規定が適用された事例はないものの、仮に「通常生ずべき損失」の範囲を超えた損失が生じた場合においても、警察官に命ぜられて必要な措置を行った原子力事業者等が、その補償に係る責任を負うことにはならないものと考えられる旨について説明があった。

- ドローンへの対処において、落下したドローンによって人的被害や民間施設への損傷等、第三者にも何らかの被害を与える可能性もあるところ、正当防衛・緊急避難の成立要件については、個別具体的に判断されるものと理解している。

民事上・刑事上の責任を追及される可能性がある行為を、警備員を含む従業員にさせることには難しさもあり、警察官等の指示に基づいて事業者が対処を実施できる形が望ましいと考えている。

- (小型無人機等飛行禁止法第11条第2項の危害排除措置に「対象施設の管理者等に必要な措置をとることを命ずること」が含まれる旨を条文上明確化することを検討しており、そうすれば、同条第7項の損失補償規定が適用されることも明確になるとされている旨の警察庁説明に関して) 警察の指示に基づく事業者の対処について、民事上・刑事上の責任に関する懸念を払拭する小型無人機等飛行禁止法の改正に向けた検討に感謝する。
- 様々な事態への迅速な対処に向けては、法的整理に加えて、事業者と警察の連携についての綿密な調整・整理が必要と考えており、引き続き議論したい。

### (3) 自由討議

技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策の方向性について議論がなされたところ、有識者委員からの主な意見は以下のとおりであった。

#### ア 対象施設周辺地域の範囲について

- (警察では、単一の警備手法ではなく、各種ドローン対処資機材を活用した複数の警備手法を組み合わせた多重防護により対処していることに関して) 対処に必要な時間的猶予を確保する観点からは、(時速150キロメートルで飛行するドローンは、24秒間で1,000メートルの距離を飛行することから) イエローボーンの範囲を「おおむね千メートル」に拡大することが妥当ではないか。
- (諸外国におけるドローンの飛行禁止空域が、施設ごとに異なる範囲が指定されていることに関して) イエローボーンの範囲を「おおむね千メートル」に拡大する場合においても、飽くまで「おおむね」であって、対象施設ごとに個別具体的な事情に即して合理的な範囲となるよう指定すべきである。
- 1,000メートルを大幅に超えて、「おおむね」の解釈でカバーできないよう

な範囲を指定する必要がある場合に備えて、例外規定を設けることも考えられるのではないか。

- 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 22 条第 1 項の規定により、「車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない」とされているように、イエローゾーンの範囲について、柔軟に対応できるよう、下位法令で定めることとすることも考えられるのではないか。
- イエローゾーンの上空飛行を直罰化する場合には、イエローゾーンの範囲が刑罰に影響するという点で、例外規定の創設や下位法令への委任の可否については、慎重な判断が必要となる。
- イエローゾーンの範囲について、対処に必要な時間的猶予を十分に確保する観点（やドローンの性能向上等に伴う攻撃形態の変化に的確に対応する観点）からは、1,000 メートルよりも広くすべきと考えられるが、国民の権利自由の制約やドローンの利活用の促進との調和を図る観点を踏まえつつ、現在のドローンの性能を前提とすれば、現行の 300 メートルからの引上げ幅としても、「おおむね千メートル」とするのが妥当であると考えられる（が、今後の更なるドローンの性能向上によっては、将来的に見直しが必要となる可能性もある。）。
- 国民の理解が得られるよう広報啓発活動を推進することはもとより、通報手続に従事する警察職員等に対して制度の内容が浸透するよう、周知徹底を図る必要があるのではないか。

#### イ 罰則について

- （レッドゾーンの上空飛行については、例えば、爆発物を積載したドローンが対象施設に衝突すれば、外壁を破壊して施設内部にも一定の被害を及ぼすことが可能であると考えられるほか、化学物質等が投下された場合には、そこに所在する要人や職員等を多く殺傷するなどして対象施設の機能を著しく阻害するおそれがあるのに対し、イエローゾーンの上空飛行については、銃火器管制システムを搭載したドローンであっても、その攻撃によって対象施設そのものを大きく破壊する威力は有していないことに関して）イエローゾーンの範囲を拡大することも念頭に置くと、実態として、レッドゾーンの上空飛行とイエローゾーンの上空飛行で危険度に差異があると考えられることから、法定刑にも差異を設けることが妥当ではないか。
- 対象施設の真上を飛行した場合と、範囲が拡大されたイエローゾーンの隅を横切った場合では、刑事手続における当罰性の判断も異なるであろうことから、訴追裁量の適切な行使という観点からも、レッドゾーンの上空飛行とイエローゾーンの上空飛行で法定刑に差異を設けることは望ましい。
- 諸外国においてもドローン飛行が規制されており、規制の設定自体は国際常識になりつつあるが、イエローゾーンの上空飛行の直罰化に当たっては、

外国人観光客を含めたルールの周知が重要になる。

#### ウ 対象施設の追加について

- 國際會議の会場等について、条例によらず、小型無人機等飛行禁止法により、その円滑な準備又は運営のために必要な期間を定めて、対象施設として指定できるようにしつつ、その運用に当たっては、引き続き、関係する地方公共団体との協力関係が必要となるのではないか。
- 国内要人が出席する行事会場等について、国内要人の安全を確保するためには必要な期間を定めて、対象施設として指定できるようにしつつ、その指定に当たっては、小型無人機等飛行禁止法の目的に照らし真に必要であると認められるものに限定する必要があるが、国内要人の範囲についても、ドローンによるテロ等の標的とされるリスクを踏まえて限定すべきではないか。

#### エ 警察と対象施設管理者等との連携の在り方について

小型無人機等飛行禁止法第 11 条第 2 項の危害排除措置に「対象施設の管理者等に必要な措置をとることを命ずること」が含まれる旨を条文上明確化するとともに、対象原子力事業所において、迅速・的確・効果的な対処を行うため、警察と原子力事業者等との役割分担を整理すべきであるという方向性については、電気事業連合会も賛同していることがヒアリングによって確認できたため、異論はないのではないか。

#### オ ドローンの新たな技術動向を踏まえた対処方策について

軍事的には、多数機のドローンを同時に飛行させて攻撃する手法が一般的になっている。将来的には、こうした群飛行への効果的な対処について、従来と異なる手法も検討する必要がある。

以 上